保存用資料

相続税の納税（物納その2）

物納許可限度額

納付すべき相続納税のうち、下記の算式で計算した金額を限度として物納を選択することができます。それ以外の金額については延納等により現金で納付しなければなりません。

計算式

⑬物納許可限度額

＝70,000-1,200-{(2,400×20年)＋2,000}

① ⑤ ⑨ 最長延納年数 ⑫

＝**18,800**

1,200＝2,000－300－500
⑤ ② ③ ④

2,400＝9,600－1,200－6,000
⑨ ⑥ ⑦ ⑧

2,000＝2,200－1,000＋300＋500
⑫ ⑩ ⑪ ③ ④

具体例　図解

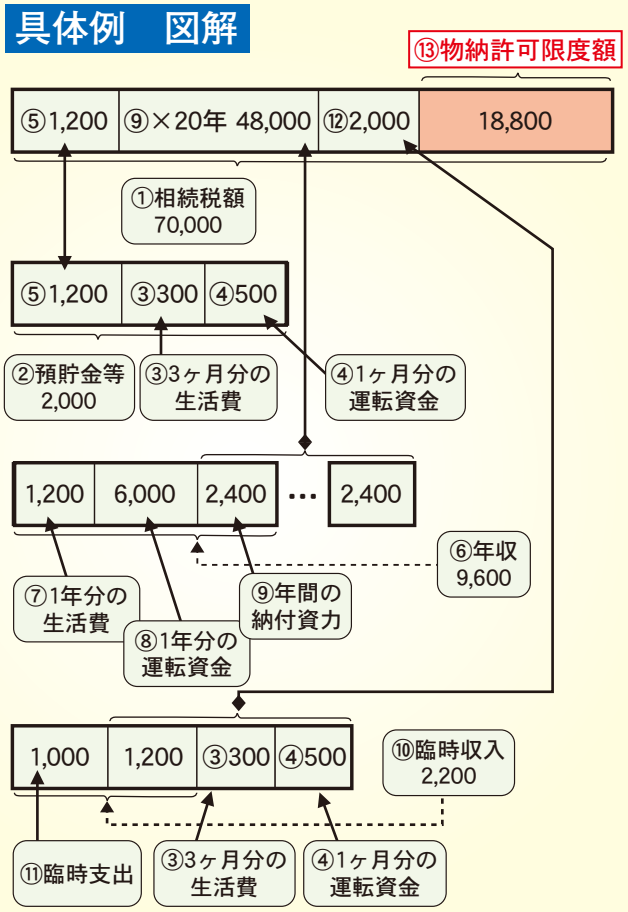

（注）最長延納期間は20年としています。

①…納付すべき相続税額（具体例→70,000）
②…納期限において有する現金、預貯金その他換価が容易な財産の額（退職金・ゴルフ会員権・養老保険等）（具体例→2,000）
③…申請者と配偶者その他の親族の３ヶ月分の生活費（具体例→300）
④…申請者の事業に必要な１ヶ月分の運転資金（経費等）の額（具体例→500）
⑤…納期限に金銭で納付することが可能な金額（「現金納付額」といいます）（具体例→1,200）
⑥…年間の収入見込み額（具体例→9,600）
⑦…申請者と配偶者その他の親族の１年分の生活費（具体例→1,200）
⑧…申請者の事業に必要な１年分の運転資金（経費等）の額（具体例→6,000）
⑨…年間の納付資力（具体例→2,400）
⑩…おおむね１年以内に見込まれる臨時的な収入（具体例→2,200）
⑪…おおむね１年以内に見込まれる臨時的な支出（具体例→1,000）

編集後記

1ヶ月Agora通信をさぼってしまいました。誰からも催促の連絡もありませんでしたのであまり期待されてないのかなと実感しました。来年からは、もっと充実した紙面を目指して、取り組みます。紙面を借りまして、来年も宜しくお願いします。　Agora岐阜一同